

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
条 例 第 8 号

改正 平成 2 年 3 月 29 日条例第 2 号
平成 4 年 3 月 24 日条例第 2 号
平成 5 年 3 月 30 日条例第 2 号
平成 9 年 10 月 24 日条例第 2 号
平成 15 年 3 月 26 日条例第 1 号
平成 21 年 11 月 30 日条例第 1 号
平成 22 年 2 月 15 日条例第 1 号
平成 22 年 11 月 1 日条例第 1 号
令和 2 年 2 月 7 日条例第 1 号
令和 5 年 2 月 3 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号以下「法」という。）第 38 条第 4 項の規定により、長野県上伊那広域水道用水企業団の企業長の権限に属する事務の執行を補助する職員（以下「企業団職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 企業団職員で、次に掲げるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

- (1) 常時勤務を要する職員
 - (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は法第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（第 4 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）
- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。
- 3 常時勤務を要する職員の手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当及び退職手当とする。
- 4 定年前再任用短時間勤務職員の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。

(給料表)

第 3 条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

- 2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号俸を設けて定めるものとする。
- 3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号俸の数並びに各職務の級にお

ける最低の号俸の給料額及び号俸間の給料額の差額は、法第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第 4 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき、企業長が指定する者について支給する。

(扶養手当)

第 5 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

第 18 条において同じ。）

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

(住居手当)

第 6 条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で、企業長が定めるものに支給する。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道 2 キロメートル未満である者及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理規程で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道 2 キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道 2 キロメートル未満である者を除く。）

(特殊勤務手当)

第 8 条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第9条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第10条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が職員の休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、当該休日に勤務時間が割り振られその全部について特に勤務することを命ぜられた場合に、当該休日に代わる日として代休日を指定され、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項及び第12条の2において「休日等」という。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等又は企業長が別に定める日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第11条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第12条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第9条、第10条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等に勤務した第4条の規定による企業長が指定する職にある職員に対して支給する。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（管理規程で定める職員を除く。）についても同様とする。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、職員の勤勉成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（管理規程で定める職員を除く。）についても同様とする。

(寒冷地手当)

第15条 寒冷地手当は、著しく寒冷な地域として企業長が指定するものに在勤する職員に対して支給するものとする。

(災害派遣手当)

第 16 条 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため国又は地方公共団体から派遣された職員で、住所又は居所を離れて本企業団の区域に滞在することを要する者に対して、滞在の実態その他の事情を考慮して支給するものとする。

(退職手当)

第 17 条 職員が勤続期間 6 月以上で退職した場合、又は勤続期間 6 月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合

(2) 傷い疾病によりその職に堪えず退職した場合

(3) 前 2 号に掲げる事由以外の事由により、本人の意に反して退職した場合

(4) 在職中に死亡した場合

2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項の規定により懲戒免職の処分を受けた者

(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）をした者

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 12 条の規定に該当し、退職させられた者

3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、企業長が定める手続きを経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。

4 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条及び第 21 条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

5 勤続期間 12 月以上（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に該当する者として企業長が定めるものにあつては、6 月以上）で退職した職員（次項又は第 7 項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して 1 年の期間（企業長が指定する者については、企業長が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

6 勤続期間 6 月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた長野県上伊那広域水道用水企業団の事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が

同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 勤続6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば、同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当する者が、退職の日後失業している場合において、その者が、同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、企業長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就職促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を、同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

(給与の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により企業長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇及び労働組合の業務又は活動に従事するため、勤務しないことが相当である場合における休暇を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき特に承認(当該職員がその1歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことの承認を除く。)のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第19条 職員が休職にされたときは、企業長の定めるところにより給与を支給することができる。ただし、地方公営企業労働関係法第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第19条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(専従休職者の給与の支給制限)

第19条の3 職員が地方公営企業労働関係法第6条第1項ただし書の規定による許可を受けたときは、その許可が効力を有する間、給与を支給しない。

第20条 削除

(会計年度任用職員の給与)

第20条の2 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 24 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（育児休業給）

2 当分の間、第 19 条の 2 の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律附則第 5 条第 2 項に規定する職員には、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給する。

附 則（平成 5 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 10 月 24 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 2 月 15 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長野県上伊那広域水道用水企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職にかかる退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 11 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 7 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 3 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された企業団職員（以下この項及び次項において「暫定再任用企業団職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用企業団職員は、第 3 条の規定による改正後の長野県上伊那広

域水道用水企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 3 長野県上伊那広域水道用水企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第15条の規定は、暫定再任用企業団職員には適用しない。